主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は検察官道前忠雄の提出に係る検察官門司恵行名義の控訴趣意書 記載のとおりであるからこれを引用する。

所論は原判決が被告人は法定の除外事由がないのに昭和三五年八月一五日午前一 の時二〇分頃、大阪市a区b町c丁目大阪市営バスb町停留所附近路上におり同日といる自己の運転する自家用小型四輪自動車に有償目的で乗車させ、同円を受領で運送の用に供したものであるとをでで、同日の事事を有償で運送の用に供したものであるとをでで、同日の事事において当該事件についたものとの表別ででであるとを改正的であるととの表別ででであるととのであるととのであるととのであるととのであるととのであるととのであるととのであるととのであるが、、同日のであるが、、同日のであるが、、同日のであるが、、同日のであるが、、同日のであるが、、同日のであるが、、同日のであるが、、同日のであるが、、同日のであるが、、同日のであるが、、同日のであるが、、同日のであるが、、同日のであるが、、同日のである。「日日のでは、日日のであるとして、日日のであるが、、同日のであるが、、日日のである。「日日のでは、日日のであるのである。」には、「日日のでは、日日のである。」には、「日日のである。」に、「日日のである。「日日のでは、「日日のである。」に、「日日のである。「日日のである。」に、「日日のである。「日日のである。」に、「日日のである。「日日のである。」に、「日日のである。「日日のである。」に、「日日のである。「日日のである。」に、「日日のである。「日日のである。」に、「日日のでは、「日日のである。」に、「日日のでは、「日日のである。」に、「日日のでは、「日日のでは、「日日のである。」に、「日日のでは、「日田のでは、「日日のでは、「日日のでは、「日日のでは、「日日のでは、「日日のでは、「日田ののでは、「日田のでは、「日田のでは、「日田のは、「日田のは、「日田のは、「日田のは、「日田のでは、「日田のは、「日田のは、「日田のは、「日田のは、「日のは、「日田のは、「日田のは、「日田の

検察官はその理由を次のとおり主張する。刑事裁判の手続は多数の事実上乃至法律上の訴訟行為の連鎖であるが、その過程において手続上の法規が改正されたときるようであることに鑑み、訴訟行為の形式、効力等はその行為の形式、要件、効力等はその法規によって決せらるべきものである。しこうによりの規定が到りまれている。 則の変更が刑事訴訟上の手続はすべてその改められた状態に即応して記しいる。 則のである。ははすべてその改められた状態に即応して記しいで表記に表示である。 別のでは、要件、効力を定むべきである。 事物管轄の制度に基づいて手続行為の形式、要件、効力を定むがあるという技術的手続的要請にであるが、するというもにであるが、かかる場合の管轄の変更について持別の規定動いに変更を見たものである。 を見たものであるが、かかる場合の管轄の変更の反射的効果として対してあるが、手続上の制度である場合の管轄の変更の反射的効果として対しても管轄を生ずるのは当然であるというのである。

本件記録によれば、被告人は所論の公訴事実につき改正前の道路運送法第一〇一条第一項第一三〇条第三号に該当するものとして昭和三五年一〇月一九日生野簡易裁判所に起訴されたが、同裁判所は刑事訴訟法第三三二条により昭和三六年二月二一日大阪地方裁判所に移送する旨の決定をしたところ、同裁判所は所論のとおりの理由によつて管轄違の言渡をしたこと、道路運送法は昭和三五年法律第一四一号により同年八月二日改正されたが、本件訴因に示された犯罪行為の後で公訴提起前である同年九月一日施行されたものであることを認めることができる。右のような事実関係のもとにおいて原判決の当否を検討することとする。

いものとして確立していることを前提として事物管轄の制度は手続上の問題であるから、実体法が改正された場合にも常に新法(裁判時法)の法定刑に従つてこれを定むべきであるというのであるが、理由付けとして果して十分であるか疑がある。裁判所法の管轄に関する法条自体からはいずれの法定刑を指すのか判然としないのであるから、裁判所法が罰金刑以下にあたる罪を簡易裁判所の専属管轄とした立法趣旨、審判の対象、訴因制度との関係、改正法規の附則に従前の例によつて処罰する旨の規定ある場合の関係等を仔細に考察してはじめて前記法条の法定刑の意味が明らかになるものと信ずる。

先ず第一に事物管轄は事件の軽重による第一審の管轄の分配を意味し、具体的事件に対する恣意的な取扱を避ける為に原則として抽象的な基準により自動的定法の規定されている。事物管轄に関する裁判所法の前記法条によりは罰金、被告に関する表別である。事物管轄とされ、たま事件が複雑であり、被告の主張が多岐に亘るようなことがあっても地方裁判所にも選いまである場合にしても地方裁判所は地方裁判所はも選のある場合にも地方裁判所は地方裁判所に移送しても地方裁判所はきまるものである場合にはあるのである場合にある。とかも現行刑事訴訟法が旧刑事訴訟法第三五六条(地方裁判所とものではあるのとかも現行所を持たない。とは、事物管轄では、事物管轄に励行さないと規でであるとががおり明白であるとであるとを対しており明白できる。そうしてみるとを対した裁判所にを認めることが当初より明白である事件につい方裁判所に管轄を認めることを知ることが当初よる罪を簡易裁判所の専属管轄とした裁判所法の精神に反するといわなければならない。

以上の理由によって当裁判所は裁判所法第三三条第二四条にいう罰金以下の刑にあたる罪とは訴因に適用すべき罰条の法定刑が罰金以下の刑にあたる場合をいうものであると解する。従つて犯罪行為の後刑罰法規の改正により刑に変更を生じた場合は刑法第六条を適用して新旧比照を施し適用すべき法規を定めた後その法定刑に従つて事物管轄を定めなければならないこととなる。

しかるに検察官は刑法第六条は犯罪時と裁判時との間に刑罰法規が改正され法定刑に軽重を生じた場合、公訴事実に対し新旧いずれの法規を適用して処断するかという具体的な処断刑について規定した場合に過ぎないのであつて裁判管轄は訴訟条件として手続上の問題であるから科刑上の問題以前に解決さるべき問題であると主張する。

よつて考察を加えると、判例は法律に変更があつても刑に軽重の差を生じないときはつねに行為時法によるべきものとしているから(大判、昭和九年一月三一日、集、一三巻二八頁等)、刑に変更があつて新法が軽い場合は例外的に新法が遡及通用されるものと解するものと思われる。ところで刑法第六条により新旧いずれの刑罰法規の刑が軽いかを比照するに当つては同法第一〇条に則りその法定刑は勿助刑の加重減軽に関する規定を適用してみて出した処断刑を比較しなければならないれども、これは新、旧法のいずれを適用すべきかを定めるために行なう操作に過ぎないのであつて、新法が軽いと認められたときは刑のみが新法の刑の範囲内に制限されるというのではなく、新法の刑罰法規(それを補充する総則規定等も門別規定等も同題であるというのではない。従つて刑法第六条を判別の問題であつて所論の如く処断刑の問題ではない。従つて刑法第六条を単に値し、別問題であると解し管轄の問題が先であると論ずるのは失当であつて採用に値しない。

次に検察官は前記公訴の時効に関する判例を引用し同じ訴訟条件である公訴の時効に関し、刑の変更があつた結果その罪に対する時効期間が変つた場合に訴訟法上 の制度であることを理由として常に新法を適用すべきものとしているから管轄につ いても同様に解すべきものであると主張する。しかしながら訴訟条件である点で同 じであつても、訴訟法上の取扱が常に同一であるとは限らない。同じ管轄でも土地 管轄は起訴のときにおいて存在すれば足り、起訴のときに存在しなくとも被告事件 について証拠調を開始した後は管轄違の申立をすることはできないものとして事物 管轄とその取扱を異にし、また同じ訴訟条件を欠く場合にあつても或は決定を以て 公訴を棄却し、或は判決を以て管轄違の言渡をし、免訴の言渡をする等その取扱を 異にしているのである。このように取扱を異にするのは、それぞれ合理的な理由が あるからで、法文に同じ文言を使用している場合であつても合理的な理由さえあれ ば異なつた意味内容を持つものと解して何等差支えないものである。ところで公訴 の時効は刑罰権の消滅を理由として公訴権を消滅させ訴訟の進行を許さないとする 実体的訴訟条件であるが、公訴権の行使に関する問題である点に着眼して刑法第六 条の刑の変更に含まれないとする判例の態度はそれはそれとして理解できないこと ではない。そして刑罰法規の改正により時効期間の算定に異動を生じた場合常に新 法によると解しても事物管轄の場合のような不都合を生じない。しかしながら前説 示のとおり事物管轄は犯罪行為に対する現在の法評価によるということによつては 解決することができない面を持つているのである。

公訴の時効と事物管轄が関係法条 (刑事訴訟法第二五〇条、裁判所法第二四条第 三三条)の上でいずれも法定刑を標準とする形をとつているが、その法定刑は異な る意味を持つものと解しなければならない。管轄に関する裁判所法の前記法条の法 定刑はこれを訴因に適用すべき法定刑と解すべき合理的理由の存することは前説示 によつて既に明らかにしたところである。公訴の時効に関する判例は本件に適切で はなく、事物管轄においてこれと異なる解釈をとつても決して前記判例に反するも のではない。所論は理由がない。

そうしてみると原判決が本件について地方裁判所に管轄権がないものとして管轄 違の言渡をしたのは相当であつて所論のように法令の解釈を誤った違法は毫も認められない。所論は理由がないから刑事訴訟法第三九六条に則り本件控訴を棄却する こととして主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 児島謙二 裁判官

畠山成伸 裁判官 松浦秀寿)